

酒田市産業振興まちづくりセンター運営協議会 告示第3号

入札公告

条件付き一般競争入札を執行するので、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第74条及び酒田市契約規則（平成17年規則第58号）第19条の規定に準じて公告する。

令和元年9月25日

酒田市産業振興まちづくり
センター運営協議会
会長 丸山 至

記

1. 入札に付する事項

- (1) 件名 eラーニングによるRPAエンジニア育成研修の業務委託
- (2) 納品場所 酒田市産業振興まちづくりセンター運営協議会（酒田市中町一丁目4-10）
- (3) 内容 別紙「仕様書」による
- (4) 契約期間 契約の日から令和2年3月31日まで
- (5) 入札方法 上記賃貸借期間に係る経費の合計により行う
入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とする。

2. 入札参加者の資格及び条件（詳細は、別紙「入札条件」を参照）

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び同令第71条の規定に該当しないこと。
- (2) 酒田市建設工事等請負業者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(2)の説明⇒入札参加資格審査日（郵送条件付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日）から入札日までの期間中のいずれかの日においても指名停止を受けていないことをいう。
- (3) 直近2期分（ない場合は1期分）の決算書類を提出すること。

3. 入札参加資格確認申請

- ・入札に参加を希望する者は、申請書類を下記のとおり提出し、入札参加資格確認の審査を受けなければならない。なお、郵送による場合は、切手を貼った返信用封筒を同封すること（FAX不可。）。
- ・入札参加資格の審査は、申請書の提出期限日を基準日とする。

- (1) 申請期間 令和元年9月25日（水）から令和元年10月3日（木）正午
（土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで。）
- (2) 申請場所 末尾記載の担当課まで
- (3) 申請書及び添付書類

①条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式1号）

②同上申請書の写し（受領証用）

⇒ 資格確認結果は、提出期限日の翌日までに通知します（土日祝日を除く）。

※申請したにも拘らず通知が届かない場合は、入札前日までに連絡をください。

(4) 留意事項

- ・提出期限日以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- ・申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- ・郵送にて入札参加を行う場合は、酒田市郵送入札実施要領に準じて行うものとする。
- ・公告で指定された期日までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は本入札に参加することができない。
- ・入札参加資格が無いと認められた者は、任意の書面により当協議会事務局長に対し、その理由の説明を入札前日の正午までに書面により求めることができる（郵送及びFAX不可）。

4. 入札条件、入札説明書及び仕様の閲覧、貸出期間及び場所

- (1) 期 間 令和元年9月25日（水）から令和元年10月3日（木）正午まで
（土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで。）
- (2) 場 所 3.（2）入札参加資格申請場所に同じ

5. 仕様書に関する質問等

- (1) 質問方法 本入札に参加しようとする者が仕様書に関し質問がある場合は、末尾記載の担当課へ「質問書」（様式2）により、FAXで令和元年10月3日（木）正午まで提出すること。（TEL不可）
- (2) 回答方法 (1)による質問者に対する回答は質問者あてFAXもしくは口頭により行う。

6. 開札の日時、場所

- (1) 日 時 令和元年10月4日（金）午前10時00分
- (2) 場 所 酒田市産業振興まちづくりセンター（酒田市中町一丁目4-10）

7. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

8. その他

- (1) 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、その他酒田市契約規則第17条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 申請書類等 条件付き一般競争入札についての関係書式「入札参加資格確認申請書」、「入札書」、「委任状」、「質問書」等は、酒田市産業振興まちづくりセンターのホームページからダウンロードするものとする。
- (3) 契約書作成 この契約においては、契約書の作成を必要とする。
なお、第三者をして貸付けようとする場合は、当該物品を自ら貸し付ける能力を有する者との三者契約を締結する。
- (4) 入札の説明 入札の説明については「入札条件」によるものとする。（熟読のこと。）
- (5) 担当部局等 酒田市産業振興まちづくりセンター運営協議会事務局 安川、荒木
（酒田市中町一丁目4番10号 酒田市役所中町庁舎1階）
電話：0234-26-6066 FAX：0234-26-6068